

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における市税の対応

1 納税の猶予制度の特例

▼**対象者** 2月以降の任意の期間(1カ月以上)に収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少した方

※個人、事業者(個人事業主を含む)共に対象

▼**対象税** 令和3年2月1日までに納期限が到来する市税

▼**内容** 無担保かつ延滞金なしで最長1年間納税の猶予

▼**手続き** 納期限までに申請(電話で事前相談可、郵送可)

※様式は市ホームページからダウンロードするか税務課収税係に電話で依頼

▼**その他** 国税・県税にも同様の制度があります。

2 国民健康保険税の減免

▼**対象者** ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次のアからウのすべてに該当する世帯

ア 令和2年の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかが、令和元年に比べて3割以上減少する見込み(前年所得ゼロの収入の減少は対象となりません)

イ 令和元年の所得の合計額が1,000万円以下

ウ 減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下

▼**内容** 対象者①の方 保険税の全額を免除 ②の方 保険税の全額または一部を減額

▼**対象税** 令和2年2月1日

から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険税

▼**手続き** 申請書様式は市のホームページからダウンロードするか税務課市民税係に電話で依頼してください。

▼**申請期限** 令和3年3月31日(提出は原則郵送でお願いします。)

※令和2年度国民健康保険税納税通知書に案内文書を同封しています。

3 固定資産税の軽減措置

①中小事業者等が所有する事業用家屋および償却資産に係る固定資産税の軽減措置

▼**対象者** 中小事業者等

▼**対象税** 令和3年度固定資産税

▼**内容** 事業収入の減少幅に応じ、事業用家屋および償却資産に係る固定資産税を軽減

令和2年2月～10月のうち、任意の連続した3カ月間の売上高等の対前年同期比減少率	軽減内容
30%以上50%未満	2分の1
50%以上	全額

▼**手続き** 事前に認定経営革新等支援機関(商工会議所・商工会・税理士等)の確認を受け、令和3年1月4日から令和3年2月1日までに税務課へ申告

※12月上旬に発送予定の令和3年度償却資産申告案内に、軽減措置に関する手続き書類を同封予定

②生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

▼**対象者** 中小事業者等

▼**内容** 3年間 対象固定資産税がゼロ

▼**対象資産の拡充** 事業用家

屋と構築物を対象に追加

▼**適用期限の延長** 2年延長(令和5年3月末まで)

▼**手続き** 設備等を取得する前に、市から先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります。先端設備等導入計画の認定申請については、環境経済課(☎23-4480)に問い合わせてください。

※①②とも経済産業省・中小企業庁のホームページにも詳細あり。

4 イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用

▼**内容** 新型コロナウイルス感染症特例法に定める指定行事(文化庁・スポーツ庁のホームページに公示された行事)の入場料等の払戻請求権の放棄をした場合は、申告することで寄附金控除の対象となります。

5 個人住民税における住宅ローン控除の適用要件の弾力化

▼**内容** 新型コロナウイルス感染症の影響によって、取得した家屋への入居が遅れたことにより、住宅ローン控除の適用要件を満たさなくなった場合でも、一定の要件を満たすことで期限内に入居したのと同様の減税措置が受けられます。

《問合せ》

❶ = 税務課収税係 ☎23-1118

❷・❹・❺ = 税務課市民税係

☎21-9045

❸ = 税務課資産税係 ☎21-9046

※掲載している情報は編集時点(7月14日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。

ひとり親・就学援助費受給世帯に給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響で子育ての負担増加や、収入の減少したひとり親世帯および就学援助費受給世帯を対象に、5万円(2人目以降1人につき3万円)の臨時給付金を支給します。

ひとり親世帯臨時特別給付金

※児童扶養手当法に定める養育者の方も対象となります

支給額	対象者	申請方法および支給時期
基本給付 1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円	①2020年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方	申請不要 手当で使用している口座へ8月14日(金)に振り込みます。
	②公的年金等を受給しており、2020年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方 ※公的年金等とは、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などです。 ※2020年5月までに児童扶養手当の認定請求をしていれば、2020年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります。	申請が必要 ○申請書の入手 (基本給付対象者②、③は市ホームページまたは社会福祉課窓口で入手。追加給付は基本給付対象者①、②に郵送します) ○申請書に必要事項を記入・押印の上、必要書類を添付 ○申請書を郵送等で提出 ○市の審査 ○審査結果の通知後、可能な限り速やかに支給
	③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 ※すでに児童扶養手当受給資格者として認定を受け、所得の支給制限により支給が全額停止されている方 ※児童扶養手当の認定を受けていないが、当該給付金の申請時点において児童扶養手当の受給資格がある方	
追加給付 1世帯5万円	基本給付対象者①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した方	
申請期間	2021年2月26日(金)まで	
注意事項	○ひとり親家庭であっても、籍を入れないまま異性と同居をしたり、ひんぱんな訪問や生活への援助があるなど、事実上婚姻関係と同様の状況にある方は対象になりません。 ○収入要件があります(児童扶養手当を受けている方と同じ水準)	
市ホームページ	詳細は市ホームページ等でお知らせします。右のバーコードから給付金のページにアクセスできます。 https://www.city.toyooka.lg.jp/kosodate/teate/1011750.html	
問合せ	社会福祉課 ☎21-9038	

就学援助費受給世帯等臨時特別給付金

※「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給対象者を除く

2002年4月2日以降に生まれた児童を養育する保護者で、次に該当する世帯が対象となります。

支給額	対象者	申請方法および支給時期
基本給付 1世帯5万円 2子以降1人につき3万円	①2020年5月31日時点における就学援助費の受給者 ※豊岡市立小中学校在籍者以外の児童がいる方は申請が必要です。	対象者には個別に通知します 援助費と同じ口座に8月14日(金)に振り込みます。
	②2018年中の所得が就学援助費を受給している方と同じ水準の方(豊岡市立小中学校在籍者のいる世帯を除く)	申請が必要 ○申請書の入手 (基本給付対象者②、③は市ホームページまたは社会福祉課窓口で入手。追加給付は基本給付対象者①、②に郵送します) ○申請書に必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添付 ○申請書を郵送などで提出 ○市の審査 ○審査結果の通知後、可能な限り速やかに支給
	③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が就学援助費を受給している方と同じ水準となっている方	
追加給付 1世帯5万円	基本給付対象者①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した方	
申請期間	2021年2月26日(金)まで	
市ホームページ	詳細は市ホームページ等でお知らせします。右のバーコードから給付金のページにアクセスできます。 https://www.city.toyooka.lg.jp/kurashi/kyoikugakko/kyoikuinkai/1011857.html	
問合せ	①こども教育課 ☎23-1451、②③社会福祉課 ☎21-9038	

※掲載している情報は編集時点(7月14日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。